

令和5年（2023年）1月12日

甲賀市長 岩永 裕貴 様

甲賀市地域情報基盤のあり方審議会  
会長 井上 あい子

甲賀市地域情報基盤の今後のあり方について（答申）

令和4年7月26日付け甲情政第224号で諮問された「甲賀市地域情報基盤の今後のあり方」について、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

## 甲賀市地域情報基盤の今後のあり方についての答申

甲賀市地域情報基盤整備事業の目的は、甲賀市における「地域情報ネットワーク網を活用した地域力の向上」と「有事の際における初期情報伝達手段の一元化、防災体制の強化」を担うことであり、平成23年度から合併特例債等の財源を活用して市内全域に光ファイバケーブルを整備し、第三セクター（㈱あいコムこうか）との連携により、光インターネットサービス、ケーブルテレビ、IP電話及び音声放送端末機による情報伝達の仕組みを構築されてきた。

また、当該事業のメインである音声放送端末機の導入により、災害時において市民の生命・財産を守るための情報発信の充実、更には、地域づくりの推進等も行ってきた。

しかし、本事業の持続的運営に係る機器設備等の更新や、新たな設備投資は、甲賀市にとって多額の財政負担が生じる恐れがあり、併せて、本事業を開始された約10年前と現在とでは、情報通信技術の高度化等により、市民の情報受発信における手法についても大きな変化が生じている状況である。

このことから、本審議会では、上記を受け止めながら、甲賀市地域情報基盤の今後のあり方について慎重に審議した結果、「甲賀市が地域情報基盤施設を所有し、第三セクター（㈱あいコムこうか）を通じて、同施設の維持管理を実施する方法」（以下、「市所有方式」という。）よりも、「地域情報基盤の管理に精通した民間通信事業者（第三セクター（㈱あいコムこうか）含む）に譲渡する方法」（以下、「民間所有方式」という。）が、甲賀市の財政負担を抑えることができ、市民ニーズに柔軟な対応ができる方法であると考えた。

よって、本審議会としては、全委員の総意により、地域情報基盤の今後のあり方として「市所有方式」ではなく「民間所有方式」を甲賀市において検討することが妥当であると判断した。

なお、民間所有方式の検討に際しては、次の事項に留意した取り組みを求めるとともに、市民の快適で豊かな暮らしが継続できる情報通信環境の維持確保に努めていただきたい。

1. 甲賀市における地域情報基盤整備事業の目的であった、人の絆・地域力の向上、並びに、安全安心を含む防災体制の強化について、地域情報基盤施設も活用の上、将来的にも維持できるように取り組みを継続させること。
2. 甲賀市における難視聴地域対策やブロードバンド環境の構築等、情報格差の是正という取り組みについて、将来的にも安定した情報通信環境が維持できるように取り組みを継続させること。
3. 社会福祉や生活の質の向上を目指した上で、市民間において情報格差が生じることがないように、行政内部で連携を図りながら必要な対応等を講じること。
4. 現状、甲賀市の地域情報基盤の維持管理を受託し、IRU契約に基づき、同施設を活用した放送通信サービスを展開している第三セクター（㈱あいコムこうか）と、民間所有方式や今後の通信事業サービスのあり方等について協議を行うこと。（総務省「公設光ファイバケーブル及び関連施設の民間移行に関するガイドライン」に基づき）
5. 地域情報基盤を通じて発信している行政情報番組について、その手法や内容等の評価を十分に行い、必要に応じて適切な見直しを行うこと。
6. 民間所有方式の検討から実施については、現行の運営方式全般について精査をし、常に行政運営の効率化と財政負担の抑制を図り適正化に努めること。

7. 安全安心情報の発信手法について、現在の音声放送端末機から、携帯端末（スマートフォン）を活用した手法等、時代の流れに合わせた転換を検討すること。

甲賀市内の各住戸に設置している音声放送端末機は、安全安心情報の配信等、日々活躍しているが、当該機器の設置状況については約10年経過した現在においても世帯カバー率が57%（令和4年3月末時点）に留まっている。

今後、音声放送端末機の設置を呼びかけ、世帯カバー率を上げていく方法も考えられる一方で、他の自治体では、近年の技術革新等を踏まえ、市民が保有する携帯端末（スマートフォン）へ直接緊急情報を送信する方式へ切り替えるケースが増加してきている。

多くの市民が当該機器を保有されていることや、屋内外問わず必要な情報を受信できること、文字情報の確認により聞き漏らし等が防げること等を踏まえると、現在の音声放送端末機から携帯端末（スマートフォン）等、時代の流れに合わせた転換を検討することが適切であると考えられる。

#### 【添付資料】

- ・ 甲賀市地域情報基盤のあり方審議会 開催内容（別紙1）
- ・ 甲賀市諮問書（別紙2）
- ・ 甲賀市地域情報基盤のあり方審議会 委員名簿（別紙3）
- ・ 用語解説（別紙4）

(別紙1)

甲賀市地域情報基盤のあり方審議会 開催内容

開催回	開催日	内 容
第1回	令和4年 7月26日	1. 委嘱状交付 2. 委員自己紹介 3. 会長・副会長選出 会 長 井上 あい子 氏 副会長 森田 久生 氏 4. 諮問 岩永市長から諮問 5. 議題 (1) 審議会の公開について (2) 審議会の検討項目およびスケジュールについて (3) 地域情報基盤の現状について (4) 意見交換
第2回	令和4年 9月14日	議題 (1) 第1回審議会の議事録案について (2) 地域情報基盤の今後のあり方(方向性)について ①審議項目について ②考えられる方向性パターンについて
第3回	令和4年 10月11日	議題 (1) 第2回審議会の議事録案について (2) 地域情報基盤の今後のあり方(方向性)について ①第2回審議会からの作業報告について ②地域情報基盤の今後のあり方(方向性)について
第4回	令和4年 11月11日	議題 (1) 第3回審議会の議事録案について (2) 地域情報基盤の今後のあり方(方向性)について (審議会答申書案について)
第5回	令和4年 12月20日	議題 (1) 第4回審議会の議事録案について (2) 地域情報基盤の今後のあり方(方向性)について (審議会答申書案について) (3) 市長答申について

(別紙 2)

## 甲賀市諮問書

甲 情 政 第 2 2 4 号  
令和 4 年(2022年) 7 月 2 6 日

甲賀市地域情報基盤のあり方審議会  
会長 井上 あい子 様

甲賀市長 岩永 裕貴

### 諮 問 書

下記の事項について、甲賀市地域情報基盤のあり方審議会に諮問いたします。

#### 記

##### 1. 諮問事項

甲賀市地域情報基盤の今後のあり方（方向性）について

##### 2. 諮問趣旨

本市では、平成 23 年度から地域情報基盤整備事業を開始し、市内全域に光ファイバケーブルを整備することにより、光インターネットサービス、ケーブルテレビ、IP 電話及び音声放送端末機による情報伝達の仕組みを確立いたしました。

しかしながら、地域情報基盤施設の整備開始から 10 年が経過し、設備の老朽化に伴う更新、更には利用者ニーズや技術革新への対応など、デジタル社会における地域情報基盤の高度化や財政面における負担の深刻化が課題として浮彫になってまいりました。

そこで昨今の情報通信環境の急速な変化を踏まえ、中長期的な観点から甲賀市の地域情報基盤の今後のあり方（方向性）を定める必要があることから、甲賀市地域情報基盤のあり方審議会規則第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(別紙3)

甲賀市地域情報基盤のあり方審議会 委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属等	選出区分
会長	井上 あい子	総務省地域情報化アドバイザー	学識経験を有する者
副会長	森田 久生	公募委員 (甲賀市区長代表)	市民
	奥野 麻美子	甲賀市発達障がい児等を持つ親の会 こころはなまる	市民
	青木 博	山内自治振興会 会長	市民
	長沢 哲夫	小原自治振興会 会長	市民
	寺井 喜志雄	甲賀市商工会 副会長	市民
	吉田 昌孝	甲賀市区長代表	市民
	菊池 滋美	公募委員	市民
	福田 萌香	公募委員	市民
	松村 耕平	立命館大学情報理工学部 准教授	学識経験を有する者

## (別紙 4)

## 用語解説

1	甲賀市地域情報基盤	<p>甲賀市における「地域情報ネットワーク網を活用した地域力の向上」と「有事の際における初期情報伝達手段の一元化、防災体制の強化」を目的として平成23年から整備した施設（設備）のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバー幹線網 約900km</li> <li>・光ドロップケーブル引込線（各戸への引込線）約1,400km</li> <li>・通信局舎（センター1施設・サブセンター4施設）</li> <li>・音声放送端末機（戸建住宅・集合住宅 20,882台、公共施設・避難所等 616台、企業・事業所等 134台）</li> <li>・屋外拡声器 229箇所</li> <li>・危険箇所等監視カメラ 30箇所</li> <li>・聴覚障がい者用緊急通報端末機 16台（令和3年3月末現在）</li> </ul>
2	合併特例債	<p>市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、合併年度とこれに続く10ヵ年度（平成18年度～平成27年度）に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものに充てることのできる地方債のことで、市で発生する事業費用の大半を国が負担する制度のこと。</p>
3	光インターネット	<p>光ファイバケーブルによるインターネットブロードバンド回線を利用したインターネット接続のこと。</p>
4	ケーブルテレビ	<p>放送局と利用者の家をケーブルでつなぎテレビ番組を配信するサービスのこと。ケーブルはインターネット回線としても利用可能で、高速にデータのやり取りができる。</p>
5	IP電話	<p>インターネット回線を利用した電話のこと。</p>
6	音声放送端末機	<p>防災情報や緊急情報、市や地域からのお知らせ放送を自宅で聞くことができる機器で、住民基本台帳の1世帯につき音声放送端末機1台を無料で設置するように、甲賀市において推進している。</p> <p>（株）あいコムこうかの有料サービスに申し込んだ場合には、おくやみ情報等の生活情報も受信することができる。</p>
7	難視聴地域	<p>テレビ放送の電波が十分に届かず、視聴をすることができなかつたり、良好な映像を得ることができない地域。</p>
8	情報格差（デジタルデバイド）	<p>インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。</p>
9	IRU契約	<p>Indefeasible Right of User（破棄しえない使用権）の略で、電気通信事業者が特定範囲の電気通信回線設備の使用権を取得し、対象となる特定の線路設備を継続的に支配、管理するために、光ファイバーの所有者と締結する契約のこと。</p> <p>IRU契約を締結すると、借り手である電気通信事業者は、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期的・安定的な「線路設備」の使用権を得ることになる。</p>
10	ブロードバンド	<p>インターネットにアクセスするための高速広帯域回線のこと。</p>
11	行政情報番組	<p>（株）あいコムこうかの光テレビ（ケーブルテレビ）で放送している番組のうち、甲賀市役所が行政各課の事業や、市内の防災に関する情報等を提供している情報番組（きらめきこうか）のこと。</p>